

地下の正倉院展【年号と木簡】第Ⅲ期展示木簡

第一期 一〇月一二日(土)一一〇月二七日(日)
第二期 一〇月二九日(火)一一一月二〇日(日)

第三期 一一月一二日(火)一一一月二四日(日)

*木簡は三期に分けて展示します。

年号使用のはじまり

3 若狭国からの塩の荷札

(藤原宮第一八次、SD145出土。『藤原宮木簡一』一四六号)

庚子年四月 若佐国小丹生評
木ツ里秦人申二斗

長さ一七〇mm・幅三三mm・厚さ五mm ○三一型式

庚子年（文武天皇四年・七〇〇）に、若佐国小丹生評木ツ里から届けられた荷札。「庚子年」は、干支を用いる年の表し方である。干支とは、十干（甲乙丙丁戊己庚辛壬癸）と十二支（子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥）を組み合わせて六〇通りのパターンを作りだすもので、これを順番に当てはめて、年や日にちを表すのに用いる（年の場合、この干支が一巡することを「還暦」という）。

若佐国小丹生評木ツ里は、『和名類聚抄』（以下『和名抄』）と略す）若狭国大飯郡木津郷にあたる（今の福井県大飯郡高浜町周辺）。大飯郡は天長二年（八二五）に遠敷郡より分置して設置された（『日本紀略』同年七月辛亥（一〇日）条）。庚はやや複雑な字形をしている。ツは川の略体字。調塩の荷札の可能性が高いものの、四月の貢進は珍しい。

6 尾張国からの荷札

(藤原宮第一八次、SD145出土。『藤原宮木簡一』一五一号)

(表)尾治国知多郡
(裏)大寶二年

長さ一一〇mm・幅一六mm・厚さ四mm ○三九型式

大寶二年（七〇二）に、尾治国知多郡から届けられた荷札。「大宝」は、対馬から金が貢納されたことにちなんだ年号で、文武天皇五年（七〇一）三月二一日に定められた。その後大寶四年五月一〇日、藤原宮の西楼の上に現れた雲にちなんで「慶雲」と改元された。尾治は、尾張の古い表記。出土木簡にみえる尾張の表記は、評制下には尾治が多く、尾張は評制下にもすでにみえるものの、おむね和銅年間（七〇八～七一五）の後半以降に定着するようみえる。「尾治国知多郡」は、『和名抄』の尾張国智多郡にあたる（今の愛知県知多半島一帯）。木簡の下端を欠損しており、里・貢進者・税目・数量などが記されていたか否かはわからない。

尾張国の荷札は、現在七五点知られているが、そのうち智多郡（知多評）の荷札が二八点と約四割を占めている。智多郡の荷札のうち品目が推定できるものは、塩が一六点、米が一点、腊が一点で、塩の占める割合が多い。『延喜式』によると、尾張国の

*本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の訛文を改めている場合があります。

*展示番号の上部に記した◎は国宝を示します。

調庸・中男作物は織維製品が多く（主計式上16尾張国条）、それらの貢進に木簡が付けられるることはあまりなかつたとみられる。他方、調塙・庸塙・中男作物の雑魚腊・雑魚鮓などは、沿岸に位置し、知多半島を郡域に含む智多郡から多く貢進されたものとみられ、尾張国の荷札のうち智多郡の荷札が多い理由は、このあたりの事情に認められよう。

祥瑞と年号

9 婦の食料支給に関する木簡

（一九三次E、SD4750出土。『平城京木簡二』一七二六号。以下、京二一一七二六のように略す）

（表）○人□婦相□□女三日分食給在
福女十五日分食給在 右二人

（裏）○ 和銅五年三月四日午時 家令

長さ一六四mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○一二型式

長屋王家木簡の一つ。婦二人分の食料の支給に関する文書木簡か。上部に穿孔があり、同様の木簡を束ねて管理していたことが窺える。表面の割書部分は、「〇日分の食を給う」と日本語の語順で記されている。「在」は助動詞の「たり」の意味で、『万葉集』卷七一二四八番歌・卷一二二八五六番歌などに用例がある。そうだとすれば、支給の依頼ではなく、支給したことの報告した文書と考えられる。

裏面には和銅五年（七一二）の年紀がある。「和銅」は、武藏国から銅が献上されたことになんて名付けられた年号で、慶雲五年（七〇八）正月一日に改元した。年月日の下には、さらに右に寄せて時刻を記す。午時は、午前一時から午後一時までの

間をさす。「家令」は長屋王家の家政機関の職員。

12 美濃国からの荷札

（一九次、SK4455出土。『平城宮木簡三』三三五八号。以下、宮三一一三二五八のように略す）

（表）美濃國□□郡□□
（裏）和銅四□□□年月カ

（表）美濃國□□郡□□
（裏）和銅四□□□年月カ

長さ（九七）mm・幅（一）mm・厚さ七mm ○一九型式

上端と左辺は原形をとどめるが、右辺と下端は欠損する。記載内容からみて、美濃國方縣郡（今の岐阜県岐阜市北部一帯）から届けられた荷札の断片であろう。左上角は面取りしており、切り込みより上が折れているわけではない。郡の下は里名が続くか、あるいは物品名がくる可能性が高いが、文字の左端がわずかに残るのみで、訛讀は難しい。

裏面に和銅四年（七一一）の年紀がある。文字の左端が欠けているが、判読に支障はない。

15 長大な文書木簡？の断片

（一九三次E、SD4750出土。京二一一七九六）

靈龜二年八月十四日大初位下書吏 少□□□

長さ（一五二）mm・幅（一七）mm・厚さ三mm ○一九型式

9と同じく、長屋王家木簡の一つ。上端は折れているが、左右両辺と下端は原形をとどめる。腐蝕により墨の残りが悪い。年月

日の下に役人の位階・官職などが記されており、文書木簡の末尾に相当する部分とみられる。具体的な用件は、折れた上部に書かれていたか、あるいは裏面に書かれていたが墨が失われてしまつたのであろう。前者の場合、かなり長大な文書木簡であつた可能性がある。

靈龜二年は、七一六年にあたる。「靈龜」は、左京の人高田久比麻呂が献上した瑞龜にちなんで名付けられた年号で、和銅八年（七一五）九月二日、元正天皇の即位当日に改元した。

書吏は、親王や貴族の家政機関の職員。「少」以下は、やや右にずれているが、書吏の姓名であろう。当時の長屋王は正三位で、令の規定どおりであれば、二名の書吏がいた（家令職員令 7 正三位條）。三位の貴族に充てられる書吏の相当位階は少初位下で（官位令 19 少初位條）、この木簡の大初位下より二階低い。本人の位階より官職の相当位階の方が低い場合の正式な官位の書き方については、57 参照。9 の場合は書吏の上に「行」があれば正式な書き方となるが、木簡でそこまでの厳密な記載は求められなかつたのだろう。

18 龜の絵？を描いた木簡

（表）靈（亀の絵）二年
（裏）目目音音□

長さ（一一三）■・幅二一■・厚さ三■ ○一九型式

同じ遺構から靈龜二年（七一六）の年紀をもつ木簡が複数見つかっており（一期展示 16 など）、「亀」の文字のかわりに亀の絵を描いたものとみられる。絵は、「靈」の下の墨の薄いものと、「二年」と重なつてある墨の濃いものの二つが見える。いずれも真ん

中のいびつな円形が甲羅で、そこから放射状に出ている線が足や頭・尾であろう。裏面は「是」「月」の習書。一文字目も「月」の書きかけと解釈できる。

21 紀伊国からの荷札 1

（三九次、SD4951出土。宮三一—一九一〇）

（表）紀伊国安諱郡吉備郷□□□□□□□
（裏）養老四年十月 持海□

長さ（一七七）■・幅二一■・厚さ五■ ○三九型式

紀伊国安諱郡吉備郷（今の和歌山県有田川町のうち旧吉備町域）から送られた荷札木簡。裏面に養老四年（七二〇）の年紀を記す。「養老」は、元正天皇が行幸した美濃国多度山の美泉にちなんだ年号で、靈龜二年（七一七）一月一七日に改元した。

安諱郡は『和名抄』の紀伊国在田郡にあたる。これは、平城天皇の諱、安殿を避けるため、大同元年（八〇六）に改めたことによる（『日本後紀』同年七月戊戌（七日）条）。「郷」より下の文字の右半は、傷のため剥離する。養老四年は郷里制の施行期間であるため、コザト（里）の名前が続く可能性が高いが、残画がわずかで判読できない。

「持」は文字どおり荷物を持ち運んだ人のことで、持丁と記すことも多い。都の近郊から物品を運上した際の送り状に比較的よく見えるが、諸国からの荷札に記す例は珍しい。続く「海」がウジ名の一文字目である。

これまでに見つかっている紀伊国安諱郡の荷札で税目・品目のわかるものは、酢の可能性がある一点（宮二一—二二一）を除きいずれも調塩である。ただし酢の荷札は郡単位での貢進であり、里単位で貢進するものは調塩に限られるから、21 は調塩の荷札の可能性が高い。

尾張国からの米？の荷札

(三九次、SD4951出土。宮三一八九五)

(表) 尾張国葉栗郡若栗郷 里 [月カ]

(裏) 敢石部赤猪料年米 五斗 養老四年十二月

長さ二一三三・幅一八三・厚さ四三 ○三二型式

尾張国葉栗郡若栗郷 (今の愛知県一宮市島村および浅井町大日比野を含む一帯か) から送られた荷札木簡。裏面に養老四年(七二〇)の年紀がある。表面末尾のコザト名は判読できない。裏面冒頭の敢石部赤猪は、貢進者の名前。「年米」という熟語は耳慣れないが、年料春米の意味か。あるいは「料年」が「年料」の書き間違いだろうか。**48** のような転倒符は、現状では確認できないが、「年料米五斗」なら意味は通じやすい。

「米」までは字間をあけてゆつたりと書いているが、「五斗」以下は文字を小さく右に寄せ、字間も詰めている。途中で余白が少ないと気付く、急遽割り付けを変えたのだろうか。あるいは、先に「米」まで書いた荷札を作つておき、後で数量と年紀を書き込んだのだろうか。ただし、「米」までと「五斗」以下で、顕著な筆跡の違いは認められない。

(表) 讀岐国宮廻郷戸主 勝 [綾カ]
(裏) 戸主 戸主 戸主
○九一型式

二条大路木簡。一般に、削削は古代木簡全体の八〇~九〇%を占めるとされるが、表裏両面に墨書のあるものは珍しい。表面が元の木簡として利用されていた面とみられ、裏面は廃棄前にされた習書であろう。

表面の「讀岐国宮廻郷」は『和名抄』の讀岐国山田郡宮所郷で、今の香川県高松市の一帯にあたり、同市前田東町・前田西町(旧前田村)付近に比定する説がある。その下の「戸主」は、「戸」の下に「主」が入り込み、まるで一文字のよう書かれている。合字と呼ばれるものであり、類例としては「麻呂」→「磨」や「堅魚」→「鰐」などがある。

裏面には、表面とは天地逆で「祇祇祇神龜 」と記される。おそらく「神祇」と年号「神龜」との連想によるものであろう。そもそも習書であることからも、必ずしも神龜年間(七二四~七二九)に記されたと考える必要はない。二条大路木簡は天平八年(七三六)前後の資料を主体としており、仮に**27** 裏面も天平年間(七二九~七四九)に書かれたものとすれば、「神龜」は一つ前の年号、今の私たちにとつての「平成」にあたることとなる。「神祇」の「祇」字を書き連ねながら、数年前まで使用していた年号「神龜」をふと(あるいは懐かしく)思い出す、そんな書き手の姿を想像するのも面白いかもしれない。

27 両面に墨書のある長大な削屑

(一〇四次、SD5300出土。京三一五五一)

◎30

鉄製扉金具の製作・進上に關わる木簡

(表) 北 坊 挙鉢十六隻長三寸半牒 六隻長四寸北 所進 尾塞卅四枚

鑄二隻

(一〇次、SK2102出土。宮二一〇八二)

(裏) 位并尻塞四枚

本受鉄冊三斤十両

損十一斤十両

合冊二斤

了

神龜六年三月十三日足嶋

0

□

北坊所（？）が鉄製の扉金具を進上する木簡。「挙鍵」は戸締具の一種。『延喜木工寮式』10鉄工条には「拳鍵一隻（茎三寸環六寸）料、鐵十三両」とみえる。「牒」は両扉の合わせ日の隙間をふさぐために付けられる木製の板で、定木ともいう。ただし、

「牒」は鉄製品と想定され、牒そのものではなく牒を固定する釘などの金具である。正倉院文書に、戸牒をうちつけるための釘が散見する（『大日本古文書（編年）』一五卷三三七・三四一頁など）。「尻塞」は釘などを打ち付け、その先が裏に出た場合、その釘先を覆い隠すために付ける金具。「鑓」は戸の引き手の金輪である。「位」は位金のこととて、鑓などを打ち付ける場合その根本に据える金具。史料には、引手（鑓）・打立・鍵などに関する後塞（尻塞）と一具となつてみえる（『大日本古文書（編年）』一五卷二七〇頁、『延喜伊勢太神宮式』26調度条）。

これらの金具を制作するために受領した鉄四三斤一〇両のうち、製品となつたのは三三斤で、「損料」（製品とならなかつた分）が一斤一〇両と記されている。「了」は報告を受け取つた側で、確認のち書き込まれたものか。なお、下部に穿孔があり、同種の鉄などの管理に用いられた木筒が束ねられていた可能性が想定される。

裏面の神龜六年は七二九年。「神龜」は、平城京左京の住人が捕獲した白龜にちなんで名付けられた年号で、養老八年（七二四）二月四日、聖武天皇の即位当日に改元されたもの。なお、神龜六年は八月五日に「天平」と改元される。

30 は、内裏の北方に位置し内膳司と推定される役所の、東半の広場で見つかったゴミ捨て土坑SK2102から出土した。

30

33 穀物のリストを記した木簡

（一九七次、SD5100出土。城二二一九上）

（表）大炊寮 米一斗 糯米三斗 株禾四斗一升 已上五月料
天平八年五月十六日太米廣目

長さ三二〇mm・幅二六mm・厚さ一mm ○一一型式

二条大路木簡。大炊寮が五月分として米以下の雑穀を進上または請求した際の記録とみられる。大炊寮は宮内省の被管で、諸国から貢進された春米（脱穀した白米）の管理や諸司に分給する食料の事などを掌つた。「糯米」はもち米のこととて、「株禾」は馬（や牛など）の飼料とする穀物を指す。裏面の年紀の下に記された太米廣目は進上または請求の担当者。太米氏は「多米」とも表記される。

裏面の天平八年は七三六年。「天平」は背中に「天王貴平知百年」の文がある龜を左京職が献上したことにもちむ年号で、神龜六年（七二九）八月五日に改元した。

時に、奈良時代や古代ロマンの代名詞のように扱われる「天平」は、実際に奈良時代の年号のなかでは最も長く使用されたもので、その期間は足かけ二年にも及ぶ。一方、この天平年間（七二九

に記された内容と年紀は、土坑SK2012の埋没年代や性格を推し量るための重要な論拠となつていて、

長さ三〇三mm・幅四九mm・厚さ四mm ○一一型式

(七四九)、特にその前半は相次ぐ天災に苦しめられる日々であった。天平四年(七三二)頃からは天候不順による飢饉がつづき、同七年には、新羅使もしくは前年に帰国した遣唐使が持ち込んだとみられる疫病が蔓延した。さらに同九年には天然痘が大流行して猛威を振るい、不比等の子息である藤原四兄弟が同年中に揃つて没するなど、列島全土に甚大な被害をもたらした。天平八年は、これら疫病流行の小康期にあたる。

◎36 天平の年紀がある付札

(一三次、SK820出土。宮一一四九三)

(表)出□子□止保
(裏)天平十□年六月廿四日家

長さ一四一■・幅二四■・厚さ四■ ○三型式

上端に切り込みを有することなどから付札とみられるが、墨痕が薄く、十分には判読できない。表面二文字目の「子」は果物の実を表すことがあり(例えば柿の実は「柿子」と表記される(城二一三五下(四〇八)など)、果実類に付けられた物品管理用のラベルである可能性も考えられるかもしれない。

右辺の上端付近が失われているのが惜しまれるが、切り込みは比較的深く刻まれ、特に左辺のものは形状も正三角形に近く、全体的に丁寧な作りが認められる。ただし、この切り込みに紐を掛けると、一文字目の「出」は中央部が隠れてしまう。

36は、内裏の北東に置かれた内裏北外郭官衙で検出された土坑SK820から出土した。SK820からは荷札が多量に出土しており、時に「荷札のデパート」と称されることもある。それらの荷札には年紀を有するものも多く含まれ、特に天平一七・八年(七四五・七四六)のものが過半を占める。一方、最も古い年紀は養老二年(七一八)であり(宮一一八九・二九四)、最

新の年紀は「天平十九年七月廿三日」(宮一一四五)、他に天平年間では元年・三年・四年・一三年・一五年の年紀が認められる。裏面四文字目は残画からみると、「一」もしくは「七」の可能性が高い。「十一年」「十七年」いずれの場合も共伴する木簡の年紀と矛盾しない。末尾の「家」は別筆の可能性がある。

四文字の年号

39 年紀が記された檜扇

(一八六次補、SE4760出土。京一一五六)

○天平 勝寶七年乙未十月□

長さ(一九五)■・幅二五・厚さ二■ ○六一型式

檜扇の一枚。下端は二次的に切断されたかと思われ、要部分は残らない。天平と勝寶の間に直径一■ほどの小孔があり、その右側には本目に直行して紐の痕が残る。

奈良時代の檜扇は、要部分に一つと、橋の中央もしくは上部に二つの綴孔(もしくは切り目)が開いているものがよく見られる。要孔に木釘などを差し込んで橋を固定し、上部の綴孔に紐を通して綴じ合わせることで、開閉できる構造になっている。39には綴孔が一つしか見られないことから二つ孔のものとは紐のかけ方が異なったか。長さ三〇cmほどのものと二〇cmほどのものがあり、要孔の位置を考えると、39は三〇cmタイプと思われる。なお、東寺食堂本尊の千手觀音像内に納入されていた「元慶元年」(八七七)銘の檜扇は、ヒノキの薄板二〇枚を綴じ合わせたもので、上部左右に二つの綴孔をもつが、親橋には片側に一つしか孔がみられない。孔が一つであることからすれば、あるいは親橋の可能性がある。

出土した檜扇に書かれる内容は、人名や官職・地名・絵など多様であり、その中でも習書が多い。「天平」は、紐が掛かっていたであろう部分の上側に、左寄りに小さく書かれる。「勝寶七年」も中央やや左寄りで大きめの文字で書かれる。紐の位置を気にして、というよりは、紐が掛けられた後、つまり檜扇として完成した後に紐を避けて書いたのであろうか。

天平勝宝七年は七五五年。乙未はその干支。正月四日に「思うところ有るが為に」天平勝宝七年を改めて天平勝宝七歳として、『続日本紀』同日条)、次の年号の天平宝字に改元されるまで「歳」を使用した。これは天平勝宝五年に帰国した遣唐使によつて、唐の玄宗が天宝三年(七四四)に「年」を「載」に改めたという情報が伝えられたことによるものと考えられている。

39は一〇月なので本来であれば「天平勝宝七歳」とあるべきだが、「年」表記のままである。年号と干支を並記する類例は、1期展示7のほか、福岡市元岡・桑原遺跡群出土木簡の「大宝元年辛丑」があるが(『元岡・桑原遺跡群一四』八号)、いすれも年号の本格的運用が始まつて間もない時期のものである。39はそこから半世紀が経つた時期のものである点で、特異な例といえよう。

左辺と下端は原形をとどめるが、右辺は割れており、上端は裏面から刃を入れて切り折っている。表裏両面とも習書されるが、裏面「卿足下」のみ、本来の文書が残存しているか。表面には、軒文におこした他にも習書がある。また、裏面には削り残りの墨痕がある。

「解」は、最終画を伸ばして左に払う独特的の書体。「解」の最終画は長めのものが多いが（**57**、I期展示**43**、**49**など）、**42**はそのなかでも特異である。裏面の異筆部分はひどくバランスの崩れた字体。「啓」の文の字形は文に近く、「下」に接近して書かれ、口はやけに小さく書かれる。

「勝宝元年」は天平勝宝元年のことで七四九年。天平感宝元年（七四九）七月二日に阿倍内親王（孝謙天皇）への譲位がおこなわれ、天平勝宝へと改元した。この年の四月に天平から天平感宝に改元したばかりで、天平感宝はたった三ヵ月間の年号だった。一年の間に複数回改元することは中国では数例あるが（例えば、嗣聖→文明→光宅（六八四年）、天冊万歳→万歳登封→万歳通天（六九六年））、日本ではこれが唯一の事例。

年号などを習書した木簡

〔西隆寺第一次、SX033・SX035出土。『西隆寺発掘調査報告書』四二四頁。以下、西隆寺一四二のよう略す〕

表

及勝內函函私及及私及年
勝勝寶元年私及及私及年
私私及及私及年

(裏)「□」卿足下

「啓 樂禮乙 □」

長さ二二三・幅四〇・厚さ二・〇一九型式

(三) 次補、SD4100出土。宮五—七九〇)

(表) 駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍両

(裏) 天平寶字四年十月専当 国司掾從六位下大伴宿祢益人
郡司大領外正六位□生部直□理

[上]カ [信陀]

長さ二〇五mm・幅三三mm・厚さ三mm ○三一型式

駿河国駿河郡古家郷(今の静岡県沼津市原付近か)から調として納められた「煮堅魚」の荷札。表面の「春日部与麻呂」は調の貢進者。裏面の「専当」は担当の意味で、ここでは調の納税業務および都への貢進を担当した国司・郡司を指す。専当官名を記す荷札は珍しく数例が知られるのみ(69、城一九一二一上など)。

「捌斤伍両」は、約五・六kg。賦役令の規定によると、正丁一人あたりの煮堅魚の貢進量は「五斤(賦役令一調絹絶条)。これは小斤での数量で、大斤に換算するとおおよそ八斤五両となる。数量表記に「捌」「伍」のような大字(主に正式な公文書などで用いられる画数の多い漢数字。「壹」「貳」「參」「肆」など)が使われているのも、荷札本簡にはあまり見られない特徴。専当官名を記す荷札の多くが貢納数量を大字で表記する。

裏面の郡司大領生部直信陀理は、天平一〇年度(七三八)駿河国正税帳に見える「壬生直信陀理」(『大日本古文書』(編年)二卷七三頁)と同一人物であろう。

「煮堅魚」はカツオの加工品。カツオの加工品には荒(龜)堅魚(單に「堅魚」と記す場合もある)、堅魚煎汁、堅魚鮓などがある。煮堅魚は荒堅魚より加工に手がかかる製品であったようで、一人あたりの貢納量(重さ)は少なく、高価であった。

煮堅魚は荒堅魚との関係で論じられることが多く、荒堅魚を今日の鰹節の原型、煮堅魚をなまり節のようなものと見る見解、煮堅魚を鰹節に近いものに当て、荒堅魚は茹であるなどの工程を伴わない干物の類と見る見解、「龜」という字が使われるよう、基本的な加工工程は同じで出来具合が精巧であるかどうかの差(絹と絶の関係のよう)という見解などがある。

文字は、小振りだが端正な楷書体で丁寧に記されている。しかもよく見ると、紐をかけても文字が隠れないよう、上下両端の切り込みの間にうまく割り付けられている。ただ、右辺中央付近の切り込みは用途不明。表裏両面ともやや左寄りに文字を記す。

天平寶字四年は七六〇年。「天平寶字」は、孝謙天皇の寝殿の承塵(屋根裏から落ちる塵を防ぐため、部屋の上に張る板・むしろ・布など)の裏に「天下大平」の四字が生じ、駿河国の蚕が「五月八日開下帝祝標知天皇命百年息」という字を作ったことになんて名付けられた年号。天平勝宝九歳(七五七)八月一八日に改元した。

(五次、SK219出土、宮一一八)

八巻一四三頁・二二五頁・二二九頁、ちなみにそのうち三例は、同人が同日に書いたもの)。

(表) 紀伊国日高部財郷□□矢田部益占調塩
「戸主カ」
〔年十月〕

長さ(一〇六)■・幅二二■・厚さ四■ ○三九型式

紀伊国(今の和歌山県)から調として納められた塩の荷札。「日高部財郷」は日高郡財部郷(今の御坊市付近)を指す。三斗(今の約一斗三升五合、一二四・三〇)は一人分の調塩の輸貢量として一般的。

ところどころ腐蝕した部分の文字が見えづらいものの、大方読むことができる。下端は原形をとどめないが、木簡の内容からみれば表面が物品名まで書かれ、裏面に数量が記載されるため、表面下部にこれ以上文字が続くことはなさそうである。

裏面には天平宝字五年(七六一)の年紀がある。誤って「天平寶」と記されるが、それを訂正するため「寶」の右脇に点が打たれている。これは「字寶」の文字を上下入れ替えて「寶字」と読むよう指示するもので、転倒符と呼ばれる。

なお、転倒符の例を木簡で探せば、能登を「登能」と書いてから「能」の右脇に転倒符を付した越前国能登郡(今の石川県羽咋市付近)からの庸米の荷札(一期展示10)などがある。また、正倉院文書のなかで年号の誤記に転倒符を付した例は、天平感宝が一例(『大日本古文書(編年)』一〇卷二八二頁)、天平勝宝が三例(『大日本古文書(編年)』一一卷五頁、一二卷二六四頁、一二卷三一四頁)知られる。また転倒符は付さないが、宝龜を龜宝と記した例が四例ある(『大日本古文書(編年)』一

51 天平神護の年紀を記した木簡

(三二)次補、SD4100出土、宮四一四一〇九)

神護二年

長さ(六〇)■・幅二五■・厚さ四■ ○一二型式

「神護二年」は天平神護二年で七六六年にあたる。「天平」を省略して「神護」とのみ記す場合もあるから、51の年紀がどう書かれていたかはわからない。

上端は文字が途中で切れしており、二次的な切断であるのが明瞭である。また、下端は文字は切れないが、刃物を入れて折つており、下部の表面が一部が剥がれているのはその痕跡であろう。上端と同様に二次的な切断とみてよい。

どのような木簡の断片かは不詳とせざるを得ないが、式部省の勤務評定に関わる木簡一万三千点のうちの一点であるから、その中に類例を求めるのも一案である。勤務評定木簡に年紀を書く例は少ないが、可能性としては、「依遣高麗使廻來天平寶字二年十月廿八日進二階叙」(宮四一三七六七。長さ二四八■、幅二〇■・厚さ四■)、「護元年正月七日恩勅進一階叙」(宮四一三七六八。削屑)、「□(恩カ) □□(勅進カ) □階叙」(宮四一三七六九。長さ(一三〇)■、幅二五■・厚さ八■、一期展示52)などのよう、恩勅による特別昇進の記載が一つの候補になるだろう。幅も似通っている。

荷札の可能性もなくはないが、比較的幅が狭いこと、二次的に細分されていること、裏面の文字のないことなどは、荷札と考えにはやや不自然である。

(西隆寺第一次、SX033・SX035出土。西隆寺一二一)

(表) 越中國婦負郡川合郷戸主 □□〔部カ〕

〔五百カ〕

日浪米五斗 天平神護三年

長さ二二〇mm・幅二三mm・厚さ一mm ○五一型式

越中國婦負郡川合郷 (今の富山市、神通川下流域付近か) から

天平頃の二条大路木筒などに比べると、やや雑な印象を受ける。

貢進者名の姓名の間で裏面に書き継いでいる。裏面の名は、「□日浪」では適切な名が思い浮かばない。二字目の中形は確かに「日」だが、「五」の最後の横画と、「百」の最初の横画を共有していると見なせば、「五百浪」と読め、名として不自然ではなくなる。

天平神護三年は七六七年。八月一六日に改元して神護景雲元年となるから、それよりも前に貢進されたものである。

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木筒。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京内の左京三条一坊（または右京三条一坊）にあつたと考えられている。

宿直は、夜勤（＝宿）と日勤（＝直）の総称。少允は寮の第三等官。従六位上は三〇階ある位階の下から一四番目。五位以上が貴族であるから、下級官人の中では相当高い方といつてよい。

大学寮の四等官の相当位階は、頭が従五位上、助が正六位下、大允が正七位下、少允が従七位上、大属が従八位上、少属が従八位下であるから、紀直人の場合は自身の位階よりも二階低い位階相当の官に就いていることになる。その場合、正式に官位姓名を記す場合は、「従六位上行少允」のように、官職と位階を逆転させ、かつ間に「行」と記す。⁵⁷ では、あえて官と位階を逆転させる正式な書き方はしなかったのだろう。なお、紀直人は他の史料に見えない。一人で宿直したとは考えにくいから、担当責任者ということだろうか。

神護景雲四年は七七〇年。八月四日に称徳天皇が亡くなり、即日白壁王が立太子（後の光仁天皇）、一七日に称徳天皇を高野山陵に埋葬、二一日に道鏡を左遷、といった政治的緊張が続く時期である。八月二〇日は称徳の四七日の忌日に当たり、大安寺で

の宗教活動に結びつく内容の木筒ではなく、造営過程で使用・投棄された木筒群とみられる。54と60はその一例である。

大学寮から宿直担当者を報告する木筒 3

(三二) 次補、SD4100出土。宮四一三七五二

大学寮解 申宿直官人事 少允從六位上紀朝臣直人
神護景雲四年八月卅日

長さ三〇〇mm・幅四〇mm・厚さ一mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木筒。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京

内の左京三条一坊（または右京三条一坊）にあつたと考えられて

いる。

宿直は、夜勤（＝宿）と日勤（＝直）の総称。少允は寮の第三等官。従六位上は三〇階ある位階の下から一四番目。五位以上が貴族であるから、下級官人の中では相当高い方といつてよい。

大学寮の四等官の相当位階は、頭が従五位上、助が正六位下、

大允が正七位下、少允が従七位上、大属が従八位上、少属

が従八位下であるから、紀直人の場合は自身の位階よりも二階

低い位階相当の官に就いていることになる。その場合、正式に官

位姓名を記す場合は、「従六位上行少允」のように、官職と位階

を逆転させ、かつ間に「行」と記す。⁵⁷ では、あえて官と位階

を逆転させる正式な書き方はしなかったのだろう。なお、紀直人

は他の史料に見えない。一人で宿直したとは考えにくいから、担

当責任者ということだろうか。

神護景雲四年は七七〇年。八月四日に称徳天皇が亡くなり、即日白壁王が立太子（後の光仁天皇）、一七日に称徳天皇を高野山陵に埋葬、二一日に道鏡を左遷、といった政治的緊張が続く時

西隆寺東門の発掘調査で出土した木筒は約八〇点。寺院として

法会が行われている。なお、当時の大学寮の長官（頭）は、八月二八日に着任したばかりの吉備泉（吉備真備の息子）。それまでは山部親王（後の桓武天皇）が長官だった。

年号の転換

（三三二次、SD3410・SD1250出土。宮三一一五三〇）

文書?の上に重ねて習書した木簡

参河国からの米?の荷札

（西隆寺第一次、SX033・SX035出土。西隆寺一三二二）

（表）□□□□□
〔呂カ〕

（表）参河国播豆郡熊来郷物部馬万呂五斗
(裏) 景雲元年十月十日

長さ一六八mm・幅一九mm・厚さ六mm ○三三一型式

参河国播豆郡熊来郷（今の愛知県西尾市熊味町付近）からの荷札。物部馬万呂はその貢進者。品目は書かれていないが、五斗という数量からみて、春米の荷札であろう。裏面の「景雲元年」は神護景雲元年の省略記載で、七六七年にあたる。

同じ遺構から、「(表)播豆郡熊来郷物部馬万呂五斗、(裏)景雲元年十月十日」の記載があり、形が異なる荷札木簡が見つかっている（西隆寺一三三。長さ一七四mm・幅二四mm・厚さ四mm ○一型式）。国名を省略している以外は同文で、同じ米俵に付けられた荷札の可能性が考えられよう。その場合、切り込みのある**60**が俵の外に括り付けた札、長方形の西隆寺一三三が俵の中に入れた札とみられる。

さらに同じ遺構からは「(表)○郡熊来郷中臣部廣万呂五斗、(裏)景雲元年十月十日」という荷札も出土している（西隆寺一三四。長さ一五二mm・幅一八mm・厚さ三mm ○五九型式）。国郡名部分が残らないが、記載があつたかどうかは別として、参河国幡豆郡熊来郷とみて間違いないだろう。人名は**60**や西隆寺一三三と異なるが、日付は同じで、同時に西隆寺にもたらされた荷物の木簡とみられる。但し、下端を尖らせる形状は、物部馬万呂の二点とは異なる。

參河國からの米?の荷札

（西隆寺第一次、SX033・SX035出土。西隆寺一三二二）

（表）□□□□□
〔呂カ〕
〔大大大大大大〕
秦公麻呂 「内臣之□土□〔師カ〕
雲家守□□呂□鳴宿守
〔土カ〕〔呂カ〕
〔師カ〕□□

寶亀六年八月五日番長吉志

長さ(一八八)mm・幅二八mm・厚さ三mm ○八一型式

文書木簡の使用後に、習書を重ねた木簡。表裏を通じて四筆の筆蹟が認められる。まず(1)文書と(2)習書に分けられ、(2)習書の中でも、表裏は筆蹟が異なる。さらに裏の習書では「雲家守」以下の太い筆と「大大大」の細い筆が異なり、一部は重ね書きとなる。表面上部の「秦公麻呂」と、裏面左端の宝亀六年(七七五)から始まる行が文書に相当する。「宝亀」は肥後国から相次いで献上された白龟にちなんで名付けられた年号で、神護景雲四年(710)月一日、光仁天皇の即位に伴って改元が行われた。

番長は兵衛府四人（職員令62左兵衛府条）、中衛府六人（続日本紀）神龜五年(728)八月甲午(二九日)条、近衛府六人（類聚三代格）天平神護元年(765)二月三日勅が知られる。近隣で近衛府関係の木簡が出土しており、近衛府の番長である。

66 年紀と人名が記された木簡

(一〇四次、SD3236C出土。城一一一五下)

寶亀六年四月廿五日上毛野本成 (表裏異筆の習書あり)

長さ(四二〇)mm・幅(一五)mm・厚さ七mm ○八一型式

文書木簡の使用後に、習書した木簡。縦に割った後、上端を焦

69 伊豆国からのカツオの荷札

(二五九次、SD11600出土。城三二一(二上)

伊豆国那賀郡那珂郷 戸主矢田部人成口 調龜堅魚拾壹斤拾兩 延暦元年十月十日

専当郡司擬領外正七位上膳臣山守

長さ三〇八mm・幅三二一mm・厚さ四mm ○三一型式

伊豆国那賀郡那珂郷 (今の静岡県賀茂郡松崎町付近) からの調
の龜堅魚 (45 を参照) の荷札木簡。下部の割書右行に延暦元年
(七八二) の年紀がある。天応二年八月十九日に延暦へ改元した
が、「延暦」の由来については諸説あって明らかではない。ただ、
これを境に「大同」「弘仁」「天長」と抽象的な年号が続くこと
から、延暦は年号の歴史における転換点と指摘されている。

割書左行の専当については45を参照。「郡司擬領」は擬大領も
しくは擬少領の大・少を書き落としたものか。外正七位という位
階からは擬大領の可能性が高いであろう。擬大領・擬少領は、い

がしている。焚き付けなどに用いたか、もしくは簾木に転用し
たものであろう。本来は巨大な木簡だったと想定される。
文字は非常に端正で、氏名の「上毛野」の下に若干間をあけ
て「本成」と記しており、自署のようにも見える。ただし、官位
の記載はなく、また氏名の下にカバネが記されておらず、格式の
高い文書木簡と考えるには問題が残る。

72 正倉から出給する円坐に関わる木簡

(表) 合自正倉給下円坐七十六枚之中

六枚

四

廣海

○

(一五四次、SD2700出土。城一七一八上)

(裏)

延暦二年三月廿三日

□

又

□

○

長さ三七九mm・幅二八mm・厚さ五mm ○一一型式

正倉から円坐^{わらうざ}七六枚を出給したことを記した木簡。円坐（座）は、蘭草・菅・蔦などを渦巻き状に編んで作った円形の敷物。表面下半の割書部分には、七六枚の内訳が書かれていたとみられるが、腐蝕が著しく、詳細は不明。裏面に延暦^{えんりゃく}二年（七八三）の年紀がある。その下は、責任者の名前か。

◎75 常宮からの請求（受給）品に関する文書の題籤軸

（一〇〇次、SK2101出土。宮一一九四七）

（表）從常宮
請雜物
（裏）二年

長さ（九〇）mm・幅（四）mm・厚さ（六）mm ○六一型式

題籤軸木簡。題籤軸は卷物の軸の一端で、細い軸部の一端に幅広の題籤部を作り出し、そこに卷物のタイトルなどを記していくもの（一期展示⁹も参照）。

75は軸部の途中で折れしており、現状で題籤部の長さ五・三cm、軸部の長さ三・七cmほどである。一方、古代の紙は縦一尺×横二尺（当時の一尺は三〇cm弱）の規格の枠で漉き、端を少しだけ切り落として形を整えたため、縦二七cm×横五七cmほどとなるのが標準である。したがって、75の軸部も本来は最低でも二〇cmほどの長さを有していたことになる。細い軸部は折れやすいため題籤軸が完形で出土することは稀で、また仮に折れた軸部がともに出土していたとしても、通常そこには文字が記されず木簡と認識されないため、接続に気づくのは至難である。

一方、題籤軸が捨てられるのは巻かれた文書が不用となつた時であろうから、文書廃棄の作法の一環として題籤部が折り取られることが多かつた、と想定することも可能である（文書の方は巻

物の状態のまま反古紙とされ、必要な長さに応じて切り取り裏面を二次利用したと思われる）。そう考えれば、題籤軸の題籤部と軸部は別々に廃棄されるのが一般的だったことになる。

平城宮内裏の北隣に位置する内膳司推定地出土であるから、「常宮」は内裏を指す可能性が高い。「請」は、古代には請求（＝こう）・受給（＝うける）両方の意味で用いられたため、75に巻かれていた文書は内裏から要請を受けた物品、または内裏から下された物品いずれかのリストであったと考えられる。

参考 年号が記された土器

（一三九次、SD10550出土。
『平城宮出土墨書き土器集成II』七六七号）

天應元年

士師器杯^{さし}Bの底部外面に墨書きがある。天應元年は、七八一年。「天應」は、伊勢の斎宮に現れた美しい雲を、天が感應したことによるものとして名付けた年号で、宝亀一二年正月一日に改元した。天應の年号を記した木簡は、現在のところ平城宮・京跡からは出土していないが、墨書き土器では出土例がある。

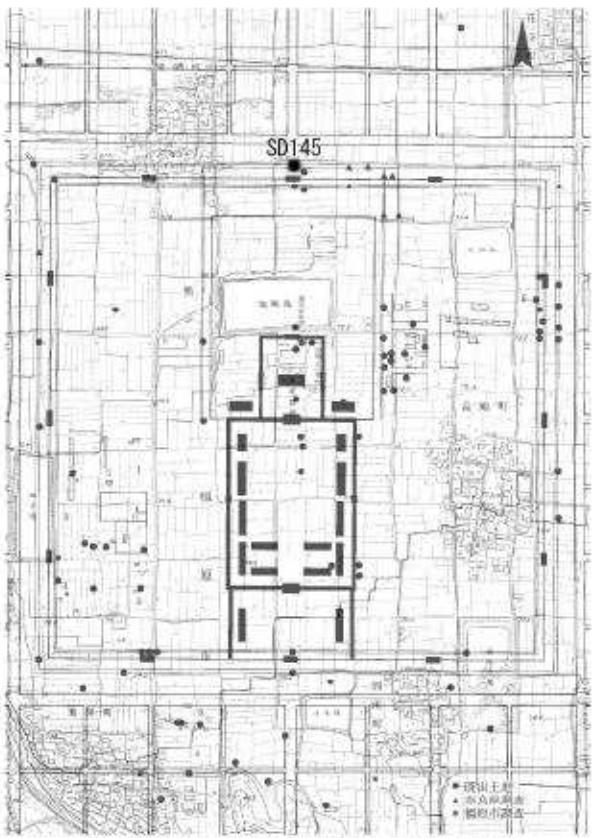
【木簡が見つかった遺構】

S D 145 (藤原宮北面中門地区、展示番号 3、6) 一九七五・七六年

藤原宮の北面中門 S B 1900 の北側、北面大垣 S A 140 の北約二四 m のところを東から西へ流れる、幅約五 m・深さ一 m の素掘りの濠。濠の堆積層は四層にわけることができ、木簡は下層の二層から計五五一点が出土した。また、奈良県教育委員会の調査で藤原宮の東北隅で検出した際も、木簡約八〇〇点近くが出土している。

S D 4750 (平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸、展示番号 9、15) 一九七八・八九年

長屋王家木簡 一九八八・八九年
平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿つて掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三 m、深さ一 m。総延長は約二七・三 m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈亀二年(七一六)後半の、



藤原宮および周辺木簡出土地点図

●今期展示する木簡の出土地

邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点（うち削屑約二万九千点）が出土した。

S K 4455 (平城宮東面大垣入隅・東方官衙地区、展示番号 12) 一九六六年

小字門西方の東方官衙地区にある土坑。調査区外西方に広がるため全容は不明だが、検出範囲では南北五 m、東西二 m、深さ二五 cm である。埋土は黒褐色砂質土で瓦を含む。木簡は三点出土したが、その中に和銅四年(七一二)の美濃国荷札(12)があるのが注目される。

S E 037 (薬師寺境内地、展示番号 18) 一九七七年

東僧房の北方で検出した井戸。平面が一边約一 m の方形で、深さは約一・七 m。井戸枠は遺存しない。木簡は、埋土から多量の木片などとともに二三三点（うち削屑一六九点）出土した。原形をとどめる木簡は少なく、大半は箸状に縱割りしたものや削屑であるが、長方形の木片に千字文の習書とともに、「靈亀二年三月」と墨書したもの（I期展示 16）をはじめ、同年の年紀のあるものが三点出土している。曲物の底に「那」を書いたものや、「靈」の文字とともに亀の絵を墨書したもの（18）もある。全体として習書木簡が多いことが特徴で、付札や貢進物荷札はみられず、文書木簡も少ない。

相伴する瓦や土器の年代観から、S E 037 は木簡に見える靈亀二年(七一六)、もしくはそれからあまり隔たらない頃に廃絶したと考えられる。『薬師寺縁起』によれば、平城京への移建は養老二年(七一八)で、薬師寺の造営工事に関する井戸であろう。

S D 4951 (平城宮東院地区西辺・小子門地区、展示番号 21、24) 一九六七・六八年

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三 m、深さ〇・九 m。木簡は、小子門北方の調査（平城第四三次調査）では 20 を含む二六点（うち削屑三点）が、小子門付近の調査（平城第三九次調査）では 23 を含む一九〇点（うち削

層二二〇点)が出土した。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北

側溝SD1250を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。

SD5300 (平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構(北)、展示番号27)

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・一・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SK2102 (平城宮内裏北方官衙地区、展示番号30)

内(内)と推定される官衙のうち、東半の広場部分で見つかったゴミ穴密集地域のゴミ穴の一つ。SK2101のすぐ北に位置する、東西三・八m、南北二・四m、深さ〇・三mの浅い穴である。出土木簡は、SK870・SK2101・SK2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定され、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(二〇一一年度)。出土木簡は約三万八千点(うち削屑七九点)。

SD5100 (平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構(南)、展示番号33)

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地堀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約一二〇m。木簡は約三万八千点(うち削屑約三万一千点)出土した。

SD4100 (平城宮宮域東南隅地区、展示番号45、51、57)

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東西大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関する削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七〇・七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD11640と一緒に出土した。

SK820 (平城宮内裏北方官衙地区、展示番号36)

国宝 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一边約四m、深さ約二・三m。天平一七年(七四五)の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平一九年(七四七)頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された(一七八五年「うち削屑九五二点」)。

SX033・SX035 (平城京右京一坊二坊(西隆寺跡東門地区)、展示番号42、54、60)

SX033は、西隆寺東門から西へ延びる寺内道路の北を画する築地と、門から約一四m西で道路を南北に横切る溝とが交差する辺りに位置し、SX035はその北西方で検出した。木簡は計七九点が出土している。SX033とSX035の性格については不明な点が多いが、遺物の出土状況やその内容などからみると、西隆寺造営にともなう廃材や不用品を投棄した土坑状の遺構と推測される。

SK2102 (平城宮内裏北方官衙地区、展示番号30)

国宝 一九六四年

内(内)と推定される官衙のうち、東半の広場部分で見つかったゴミ穴密集地域のゴミ穴の一つ。SK2101のすぐ北に位置する、東西三・八m、南北二・四m、深さ〇・三mの浅い穴である。出土木簡は、SK870・SK2101・SK2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定され、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(二〇一一年度)。出土木簡は約三万八千点(うち削屑七九点)。

SD4100 (平城宮宮域東南隅地区、展示番号45、51、57)

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東西大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関する削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七〇・七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD11640と一緒に出土した。

れ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝亀元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝亀年間（七七〇～七八一）頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点（うち削屑約一万二千点）出土した。

SK219（平城宮大膳職地区、展示番号48）

国宝 一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北三・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃（七六〇年代前半）の遺物を中心とする。SK219出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE311出土木簡とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された（計三九点（うち削屑一六点））。さらに、二〇一七年には平城宮跡出土木簡の一部として国宝に昇格した。

SD3410・SD1250（平城宮宮域東南隅地区・二条大路、展示番号63）

SD3410は、平城宮跡東院と東方官衙の間の宮内南北道路の西側溝。幅三・四m、深さ〇・五m。小子門以南は東面大垣内側（西側）に沿つて流れ、宮の東南隅で西から東西溝SD4100を合わせたあと、南面大垣を暗渠で抜け、二条大路北側溝SD1250に合流する。SD1250は、SD3410との合流後さらに東流し、東面大垣東側の東一坊大路西側溝SD4951に注ぎ込む。複数の溝が錯綜するこの付近は平城宮東部の排水が集まる地域であり、上流部から流れ下ってきたものも含まれる。したがって、宮内でも有数の木簡出土地になつていている。

SD3236（平城宮東院地区西辺、展示番号66）

一九六五年

平城宮東院地区西辺に位置する南北溝で、小子門から南に伸びる東一坊大路西側溝の北延長上にあたる。幅約二mで、二回の改修が認められる。約一七〇m分の発掘調査を行つており、約一九〇点の木簡が出土している。木簡の年紀や内容から、七三〇年代以降存続した溝とみられる。

SD11600（平城宮造酒司南宮内道路南側溝、展示番号69）

一九八四年・九五年

造酒司と東院の間を東西に通る宮内道路SF11580の南側溝。西流して、西端で南北大溝SD3410に接続する。幅五・五・八m、検出面からの深さ約一mの大規模な溝。

木簡は、これまでに計二八一六点（うち削屑二四五九点）出土している。宝亀および延暦の年紀をもつものがあり、内容としては春宮坊（皇子太子は山部親王か）・皇后宮職（桓武天皇の皇后藤原乙牟漏か）に関わるもののが含まれる。木簡の他に、鳥形硯、人形、斎串、桧扇も出土しており、墨書き器には「田」「西」「西宅」「神／西殿子」「中衛」「御」「酒」「酒司」「益頭」「四日大風／廿七」「養」「道」などがある。

SD2700（平城宮内裏東方官衙地区、展示番号72）

一九六四年・六五・八四年

平城京の北東に位置する水上池の南西部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める平城宮の東大溝。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集殿院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。木簡は、47、68の出土した平城第二次調査では一九〇点、71の出土した平城第一次調査では一九〇点弱（うち削屑約一二〇〇点）が出土している。

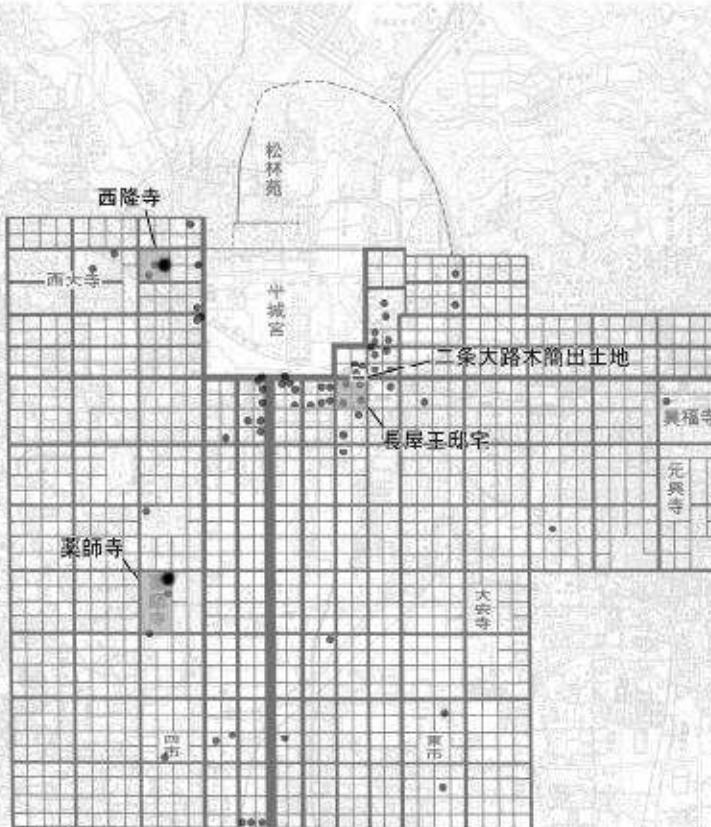
SK2101（平城宮内裏北方官衙地区、展示番号75）

国宝 一九六四年

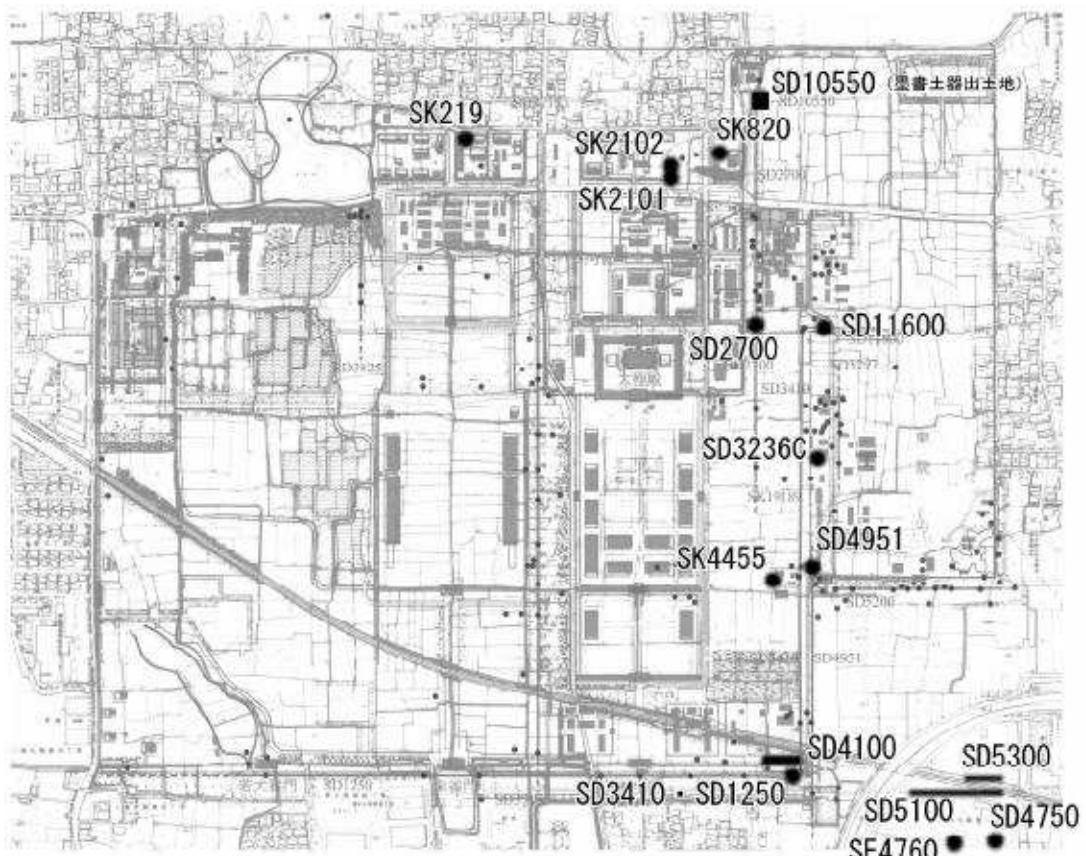
内膳司と推定される役所のうち、東半の広場部分で見つかった密集するゴミ穴の一つ。東西三・五m、南北三・四mの方形。周辺にはいくつものゴミ穴が重複して掘られ、井戸の南西側の作業場兼塵芥処理場のような様相を呈していた。そのいくつかから木簡が出土した。出土木簡は、SK870・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳

司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された（四八三点〔うち削屑二三三点〕）。

SD10550（平城宮内裏北外郭東北部、展示番号 参考）一九八二年 平城宮東部の東大溝 SD2700に東から注ぐ東西溝。幅二・七m、深さ一・七mの素掘りの溝。木簡は六三点（うち削屑七点）出土した。堆積土は上下二層あり、下層からは天平元年（七二九）と天平六年（七三四）の紀年銘木簡、最上層からは天応元年（七八一）銘の墨書き土器（参考）も出土している。

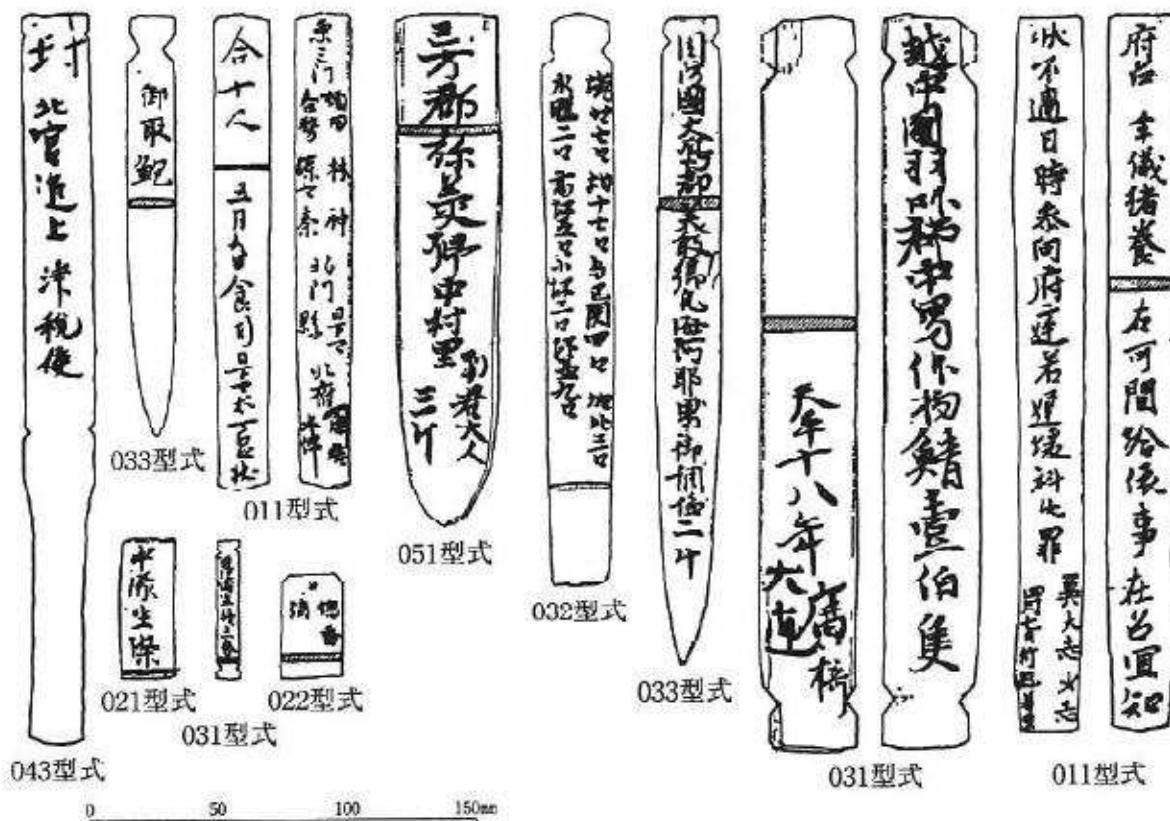


平城京木簡出土地点図 [● 木簡出土地 今期展示する木簡の出土地]



平城宮および周辺木簡出土地点図 [● 木簡出土地 今期展示する木簡の出土地]

【木簡の型式分類とその説明】



- 一一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿つたもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 二一型式 小型矩形のもの
- 一二型式 小型矩形の材の一端を主頭にしたもの
- 二二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたるもの
- 二三型式 方頭・主頭など種々の作り方がある
- 二四型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの
- 二三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの
- 二九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいたるもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせていて、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの
- 六一型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 八一型式 ○九一型式 削屑